

**東武動物公園駅東口通り線周辺まちづくり支援業務委託に係る
プロポーザル実施要領**

1 趣旨

本要領は、東武動物公園駅東口通り線周辺まちづくり支援業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための、各種手続、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2 委託の概要

(1) 委託の名称

東武動物公園駅東口通り線周辺まちづくり支援業務委託

(2) 委託の内容

別紙「東武動物公園駅東口通り線周辺まちづくり支援業務委託仕様書(以下、「仕様書」とする。)」のとおり。なお、本業務は令和7年度に策定したアーバンデザインに基づき、東武動物公園駅東口通り線等の公共空間を活用した社会実装の実施、関係団体と連携した活動の創出及び運営体制の構築、mGAP等の関与指標を用いた効果測定・分析を行うものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

また、委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、町と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3) 履行期間

契約締結の日(令和8年7月予定)から令和9年3月26日まで

3 委託料上限額

7,999,200円(消費税及び地方消費税の額を含む)

※契約金額は、本プロポーザルでの参考見積書の金額とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たした者とする。

(1) 単体事業者の場合

① これまでに、まちづくり支援事業と同種又は類似する業務を受託し、完了した実績が1件以上あること。

※まちづくり支援事業と同種又は類似する業務

同種業務	まちづくりコンサルティング
類似業務	まちづくり計画(未来ビジョン)の作成、シティプロモーション、都市再生推進法人、エリアマネジメント、エリアプラットフォーム、中心市街地活性化、まちなかのウォークアブル推進、及び国土交通省 旧「官民連携まちなか再生推進事業」、内閣府 旧「新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金に限る)」及び旧「デジタル田園都市国家構想交付金」に基づく業務

② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

③ 契約締結までの間のいずれの日においても、杉戸町の契約に係る指名停止等の措置要綱(令和

2年告示第60号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- ⑤ 杉戸町の締結する契約から暴力団排除措置に関する要綱(平成8年告示第68号)に基づく入札参加除外を受けていないこと。

(2) 共同企業体の場合

- ① 全ての構成員が5(1)②~⑤までの要件を全て満たすこと。
- ② 代表事業者の総括責任者が、5(1)①の要件を満たしていること。
- ③ 次の事項に留意すること。
 - ・共同企業体の代表となる事業者を定め、その代表事業者が本プロポーザルの参加申込み及び企画提案書の作成、提出並びにプレゼンテーションを行うこと。
 - ・代表事業者が、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つ中心的役割を担うための履行能力を有していること。
 - ・1事業者が共同企業体における複数の構成員ではないこと。また、共同企業体の構成員となりながら単体事業者として参加申込みをしていないこと。
 - ・代表事業者又は構成員を変更しないこと。ただし、構成員に限り、やむを得ない事情があると認められた場合は、変更を認めるものとする。

6 スケジュール

内容	日程
(1) 町ホームページへの公告(仕様書等の公表)	令和8年 5月29日(金)
(2) 質問書の提出期限	令和8年 6月 4日(木)
(3) 質問に対する回答	令和8年 6月 8日(月)
(4) 参加申込書の提出期限	令和8年 6月12日(金)
(5) 企画提案書等の提出期限	令和8年 6月19日(金)
(6) プレゼンテーション	令和8年 6月26日(金)
(7) 結果通知	令和8年 6月29日(月)
(8) 契約締結・業務開始	令和8年 7月中予定

※スケジュールは予定であり、町の都合により変更する場合がある。

7 公告

- (1) 公告開始日
令和8年5月29日(金)
- (2) 公告方法
杉戸町ホームページへの掲載
URL <https://www.town.sugito.lg.jp>

8 質問と回答

本プロポーザルに関する質問の提出及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 受付期間

令和8年5月29日（金）から令和8年6月4日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

様式は自由です。質問箇所と内容を本文に記載し、「19 担当部署」宛てに電子メールでの送信にて提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル質問（事業者名）」としてください。電子メール以外の方法による質問の提出は受け付けません。

なお、電子メール送信後、確認のため、電話による連絡をお願いします。

(3) 回答

提出された全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて質問回答書にとりまとめ、全提出者に対し、令和8年6月8日（月）に、電子メールにより通知します。

9 参加に係る書類の提出

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
① 参加申込書	様式第1号	
② 会社概要書	様式第2号	
③ 企画提案書	様式第3号	「10 企画提案書（1）体裁（2）提案項目」参照
④ 業務実績書	様式第4号	「11 業務実績書」参照
⑤ 工程表	様式第5号	「12 業務工程表」参照
⑥ 共同企業体結成届	様式第6号	「5 参加資格（2）共同企業体の場合」参照 ※なお、単体事業者の場合は、提出不要
⑦ 参考見積書	様式任意	封入押印すること「13 参考見積書」参照

(2) 提出部数

①正本（上記書類①～⑦のもの） 1部（社名等を表記すること。）

②副本（上記書類②～⑦） 5部（社名等の提案事業者が特定できる記載は全て削除すること。）

③CD-R 又は DVD-R 1枚（上記書類②～⑦の電子データを格納したもの。）

(3) 提出期間

書類① : 令和8年5月29日（金）から令和8年6月12日（金）

書類②～⑦ : 令和8年5月29日（金）から令和8年6月19日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

書類① : 「19 担当部署」宛てに、電子メール又は郵送で提出すること。

書類②～⑦ : 「19 担当部署」宛てに、郵送又は持参で提出すること。郵送の場合、提出期間内に必着した書類のみ受け付ける。持参する場合は、受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までとする。提出期限後における追加資料の提出は認めない。

(5) 提出された書類の取扱い

提出された書類は返却しない。また、町は、提出された書類を、本プロポーザルにおいて優先交渉権者を選定するために限り使用するものとし、それ以外の用途では、参加に係る書類を提出した事業者（以下「参加者」という。）に無断で使用しない。

10 企画提案書

(1) 体裁

- ① A3版横（片面）、又はA4版縦（片面）にまとめること。
- ② 文字の大きさは10.5ポイント以上を目安に作成すること。
- ③ A3版の資料は、片面で印刷し、A4サイズにゼット折とする。

(2) 提案項目

仕様書を踏まえ、企画提案書を作成すること。また、企画提案書内では次の事項を明らかにすること。

- ① 東武動物公園駅東口通り線周辺アーバンデザインの実装に向けた社会実験の企画及び実施手法
- ② 関係団体との連携及び関係人口の創出に向けた仕組みづくり
- ③ mGAP等を活用した効果測定及び分析の手法
- ④ 業務全体の推進体制及び工程管理の考え方
- ⑤ 独自提案事項

11 業務実績書

業務実績書は、担当者ごとに作成すること。ただし、本業務配置予定担当者のみで作成とする。

12 業務工程表

仕様書を踏まえ、参加者が取り組む業務の工程表を作成すること。

13 参考見積書

本業務を受託するに当たり希望する契約金額について、参考見積書を提出すること。

その際、消費税及び地方消費税の税率は10%とし、税込みで記載すること。

14 審査

(1) 審査方法

「東武動物公園駅東口通り線周辺まちづくり支援業務委託に係るプロポーザル審査要領」に基づき、全ての提出書類のほか、参加者によるプレゼンテーションの内容に基づいて、総合的に審査する。なお、審査は非公開とする。

ただし、本プロポーザルへの参加申込みが4者以上あった場合、担当部署である市街地整備推進室において、企画提案書等の内容を審査し、プレゼンテーションに参加する者を3者程度に選定する場合がある。

なお、参加申込みが1者のみである場合であっても審査を実施するものとする。

(2) 優先交渉権者の選定

プロポーザル審査委員会において、下記「(3) 審査基準」に基づき総合的に審査し、各参加者の順位を決定し、第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。

(3) 審査基準

基準	詳細
① 法人概要	法人の活動実績について評価
② 取組実績	同種・類似業務（社会実験、まちづくり支援等）の実績を評価
③ 業務実施体制	担当者の経験・能力及び実施体制、工程の妥当性を評価
④ 提案・アイデア	社会実験の具体性・実現性、関係団体との連携手法、mGAP等による効果測定の妥当性、全体の論理性・創造性を評価
⑤ 予算	参考見積金額を評価

(4) プレゼンテーション

本プロポーザルへの参加に係る書類を不備なく提出した参加者に対して、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。詳細は、提出された書類の確認後、別途参加者に通知する。

① 日時・会場

令和8年6月26日（金）杉戸町役場（北葛飾郡杉戸町清地二丁目9番29号）

会場は予め町から電子メールで送付する。

② プレゼンテーション時間

説明 20分以内

質疑応答 10分以内

※説明は提出した企画提案書等の内容に基づくものとする。

③ 参加人数

参加人数に制限はないが、プレゼンターは3人以内とし、本業務の担当者が行うこと。

(5) 審査結果

プレゼンテーション審査を受けた全ての参加者に審査結果を通知する。通知は、郵送及び電子メールにより、令和8年6月29日（月）に発信することを予定している。

1.5 契約

- (1) 町から通知を受けた優先交渉権者は随意契約の締結に向け、審査結果を踏まえ、町と委託に係る詳細について協議する。
- (2) 優先交渉権者は、協議が整い次第、改めて見積書を町に提出し、町は随意契約の手続を行う。なお、協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (3) 参加者全てが最低合格点を下回った場合、交渉権者なしとする。

1.6 辞退

企画提案等を提出後、本プロポーザルに参加する意思がなくなった場合には、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。町が辞退届を受領した時点で、参加資格を失うものとする。

1.7 参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は失格とし、参加資格を失うものとする。

- (1) 参考見積書の金額が、本書に記載する委託料上限額を超過している場合
- (2) 契約締結までに「5 参加資格」に記載の要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合

1.8 特記事項

- (1) 本町に関する資料及び昨年度までの流れに関する情報は、いずれも杉戸町ホームページに掲載されているものから入手すること。
- (2) 提案書等の作成・提出、プレゼンテーション等の本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。

- (5) 参加者の中に適格者がいないときは、契約候補者を特定しない場合がある。
- (6) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性からかい離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、町は受託者との契約を解除することができる。
- (7) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、企画提案に要した費用は、全て参加者が負担するものとする。
- (8) 提出された書類について、その著作権は参加者に帰属する。ただし、杉戸町情報公開条例の規定に基づき、情報公開の対象となるため、参加者の権利、競争上の地位その他正等な利益を害するおそれがあるものとして非公開としたい内容については、あらかじめ町に申し出ること。本プロポーザルについて情報公開請求があった場合、町が公開を判断する際の参考とするが、判断の結果、希望に添えないことがある。
- (9) 審査結果（参加者名、点数、順位）は公表する。ただし、優先交渉権者及び次点交渉権者以外の参加者名は公表しない。

19 担当部署

杉戸町 市街地整備推進室 （杉戸町役場 本庁舎1階）
住 所 〒345-8502 北葛飾杉戸町清地2-9-29
電 話 0480-33-1111（内線370）
FAX 0480-33-2958
メール shigaichiseibi@town.sugito.lg.jp